

山梨県労働委員会年報

平成 25 年版

山梨県労働委員会事務局

はじめに

この年報は平成25年1月から12月までの間における本県労働委員会の活動状況の概要等を収録したものです。

平成25年中に取り扱った事件は、労働争議の調整（あっせん）事件が1件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が3件でした。

本年は、調整事件・個別事件ともに取扱件数が少ない年でしたが、ここ数年の傾向としては、労働委員会に持ち込まれる事件の多くが紛争の形式にかかわらず、実質的には個別の権利紛争であるという状況が続いているです。

本県労働委員会は平成13年10月から個別あっせんを行っておりましたが、本来的には集団的労使紛争の解決機関として発足した労働委員会が、集団的労使紛争の減少する中で、労働委員会が個別あっせんを行うということについては、すっかり定着した感があります。

また、平成22年9月から個別あっせんの事前相談という位置付けで始められた労働相談も、山梨県中小企業労働相談所の労働相談と補完し合いながら、労使紛争の本来の姿である労使当事者の自主交渉による解決を促進していると思われます。

近年は、労働契約法の制定・改正、労働審判制度の創設、社会保険労務士会のADR（裁判外紛争解決手続）など個別的労使紛争の解決のためのインフラが整備されてきました。こうした中で労働委員会は、公・労・使という三者構成の強みを生かして、迅速かつ当事者に納得してもらえる内容の紛争解決を行っていきたいと考えております。

この年報が、日頃から労使問題に携わり、あるいは関心を寄せられている皆様の参考となり、本県労働委員会の活動状況についてのご理解をいただくとともに、よりよい労使関係のための一助となれば幸いです。

平成26年3月

山梨県労働委員会事務局

目 次

雇用形態の概況と労働組合の組織状況	1
1 雇用形態の概況	1
2 労働組合の組織状況	2
 第1章 労働委員会の概要	5
第1節 沿革	5
第2節 組織	8
1 概要	8
2 委員	8
3 あっせん員候補者	9
4 事務局	10
第3節 運営	11
1 労働委員会の職務権限	11
2 会議・研修	11
 第2章 会議・研修	12
第1節 総会	12
第2節 公益委員会議	15
第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議	15
第4節 研修	20
 第3章 労働組合の資格審査及び決定	25
 第4章 労働協約の拡張適用の決議	26
 第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定	26
 第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査	26

第7章 行政訴訟	27
第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求	27
第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示	27
第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理	28
第11章 争議行為発生届の受理	29
第12章 労働争議の調整	30
1 事件の処理状況	30
2 事件の概要	31
第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報	33
第14章 個別的労使紛争に係るあっせん	34
1 事件の処理状況	34
2 事件の概要	35
3 労働相談	39
[資料]	
・ (資料1) 年別・労働組合資格審査状況	40
・ (資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況	41
・ (資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況	42
・ (資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数	43
・ (資料5) 年別・調整事件申請状況	45
・ (資料6) 年別・調整事件終結状況	47
・ (資料7) 年別産業別・調整事件申請件数	49
・ (資料8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況	51

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

1 雇用形態の概況

総務省統計局が四半期ごとにまとめている労働力調査詳細集計の「平成25年7~9月期平均」によると、正規の労働者数（職員・従業員）は3,295万人、非正規の労働者数（職員・従業員）は1,908万人であり、全労働者数における非正規の労働者数の割合は36.7%と、総務省が四半期ごとに調査するようになった平成14年以降最も高い水準となっている。

非正規労働者のうち、パート及びアルバイトの数は1,327万人、労働者派遣事業所の派遣社員の数は110万人、契約社員及び嘱託の数は393万人、その他78万人となっている。

雇用形態別雇用者数の推移

年次、四半期等	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	実 数					割 合			
			パート・アルバイト	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	
労働力調査特別調査	昭和59年2月	3,333	604	440	-	-	-	164	85	15	
	60年2月	3,343	655	499	360	139	-	156	84	16	
	61年2月	3,383	673	523	381	142	-	150	83	17	
	62年2月	3,337	711	561	414	147	-	150	82	18	
	63年2月	3,377	755	599	443	156	-	156	82	18	
	平成元年2月	3,452	817	656	468	188	-	161	81	19	
	2年2月	3,488	881	710	506	204	-	171	80	20	
	3年2月	3,639	897	734	522	212	-	163	80	20	
	4年2月	3,705	958	782	555	227	-	176	80	21	
	5年2月	3,756	986	801	565	236	-	185	79	21	
	6年2月	3,805	971	800	559	241	-	171	80	20	
	7年2月	3,779	1,001	825	563	262	-	176	79	21	
	8年2月	3,800	1,043	870	594	276	-	173	79	22	
	9年2月	3,812	1,152	945	638	307	-	207	77	23	
	10年2月	3,794	1,173	986	657	329	-	187	76	24	
	11年2月	3,688	1,225	1,024	686	338	-	201	75	25	
	12年2月	3,630	1,273	1,078	719	359	33	161	74	26	
	13年2月	3,640	1,360	1,152	769	382	45	163	73	27	
労働力調査詳細集計	14年平均	3,489	1,451	1,053	718	336	43	230	125	71	29
	15年平均	3,444	1,504	1,089	748	342	50	236	129	70	30
	16年平均	3,410	1,564	1,096	763	333	85	255	128	69	31
	17年平均	3,375	1,634	1,120	780	340	106	279	129	67	33
	18年平均	3,415	1,678	1,126	793	333	128	284	141	67	33
	19年平均	3,449	1,735	1,166	824	342	133	299	137	67	34
	20年平均	3,410	1,765	1,155	824	331	140	322	148	66	34
	21年平均	3,395	1,727	1,156	817	339	108	323	140	66	34
	22年平均	3,374	1,763	1,196	852	344	96	333	138	66	34
	23年平均	3,352	1,811	1,229	874	355	96	360	127	65	35
	24年平均	3,340	1,813	1,241	888	353	90	354	128	65	35
	25年1~3月平均	3,281	1,870	1,286	912	374	124	375	85	64	36
	4~6月	3,317	1,881	1,294	917	377	112	392	84	64	36
	7~9月	3,295	1,908	1,327	928	399	110	393	78	63	37

出典：総務省「労働力調査」

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以後は「労働力調査詳細集計」により作成。なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意を要する。

※労働力調査では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。

ここに掲載した、平成23年平均の数値は補完的に推計した値(平成22年国勢調査基準)である。

※平成24年1~3月期平均から算出の基礎となる人口を2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切り替えた。

ここでは、この切替えに伴う変動(全国の15歳以上人口で約69万人の増加)を考慮し、平成17年10~12月期平均から平成23年10~12月期平均までの数値について、平成24年1~3月期平均以降の結果と接続させるため、時系列接続用数値(平成22年国勢調査の確定人口による補正を行ったもの)に置き換えて掲載した(比率は除く。)。また、平成23年1~3月期平均から7~9月期平均についても、比較可能な遡及値を掲載した。ただし、比率は既公表値と同じ平成17年国勢調査基準。このため、当該期間の数値は、各年の報告書の数値及び統計表やe-Stat上のデータベースの数値とは異なる。

また、昭和57年から平成19年まで、5年ごとに基準人口を切り替えており、それぞれ切替えに伴う変動がある。

2 労働組合の組織状況

平成25年6月30日現在の全国の労働組合数（※1）は54,182組合（前年54,773組合）、組合員数（※2）は9,874,895人（前年9,892,284人）、推定組織率は17.7%（前年17.9%）となっており、前年より組合数で591組合の減少、組合員数で17,389人の減少、推計組織率で0.2ポイントの減少となった。（厚生労働省調べ）

県内の労働組合数（※1）は337組合（前年346組合）、組合員数（※3）は47,542人（前年49,016人）、推定組織率（※4）は13.2%（前年13.7%）となっており、前年より組合数で9組合の減少、組合員数で1,474人の減少、推定組織率は0.5ポイントの減少となった。（※5）

産業別にみると、組合数では製造業が75組合（22.25%）で最も多く、次に公務が48組合（14.24%）、運輸業・郵便業が38組合（11.28%）の順になっている。

組合員数では製造業が13,801人（29.03%）で最も多く、次に公務が8,329人（17.52%）、教育・学習支援業が6,124人（12.88%）の順になっている。

（県産業労働部労政雇用課調べ）（※6）

※1 全国及び県内の労働組合数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計したもの

- ・ 単位組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
- ・ 単一組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- ・ 単位扱組合：単一組織組合の最下部の組織（支部等）をいう。

※2 全国の組合員数は、単位組織組合と単一組織組合の組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下部組織に属していない本部の組合員が存在する。

※3 県内の組合員数は、単位組織組合と単一組織組合の組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下部組織に属していない本部の組合員が存在する。

※4 県内の推定組織率は、県企画部統計調査課が実施した平成21年経済センサス基礎調査で得られた雇用者数を基に計算した平成25年推定雇用者数で除した数値である。

※5 県内の「労働組合数」及び「組合員数」の過去からの推移については3ページを参照

※6 県内の産業別の「労働組合数」及び「組合員数」の内訳については4ページを参照

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

県内の労働組合数及び組合員数の推移

指数:平成12年=100

区分 年次	組合数		組合員数		推定 組織率	対前年増減	
		指數		指數		組合数	組合員数
昭和35年	359	80.1	38,055	64.1	-	-	-
40年	365	81.5	48,728	82.1	-	-	-
45年	421	94.0	52,406	88.3	-	-	-
50年	494	110.3	55,333	93.2	-	-	-
55年	525	117.2	57,209	96.4	-	-	-
60年	499	111.4	59,410	100.1	-	-	-
61年	502	112.1	60,563	102.0	-	3	1,153
62年	495	110.5	61,306	103.3	-	△ 7	743
63年	504	112.5	59,895	100.9	-	9	△ 1,411
平成元年	498	111.2	60,330	101.6	-	△ 6	435
2年	495	110.5	60,852	102.5	-	△ 3	522
3年	497	110.9	61,343	103.3	-	2	491
4年	496	110.7	62,004	104.5	-	△ 1	661
5年	497	110.9	62,508	105.3	-	1	504
6年	487	108.7	61,344	103.3	-	△ 10	△ 1,164
7年	485	108.3	62,096	104.6	-	△ 2	752
8年	481	107.4	62,082	104.6	-	△ 4	△ 14
9年	479	106.9	61,958	104.4	-	△ 2	△ 124
10年	464	103.6	60,647	102.2	-	△ 15	△ 1,311
11年	458	102.2	59,136	99.6	-	△ 6	△ 1,511
12年	448	100.0	59,362	100.0	-	△ 10	226
13年	446	99.6	57,912	97.6	-	△ 2	△ 1,450
14年	444	99.1	55,815	94.0	-	△ 2	△ 2,097
15年	438	97.8	54,835	92.4	-	△ 6	△ 980
16年	432	96.4	53,957	90.9	-	△ 6	△ 878
17年	405	90.4	53,586	90.3	-	△ 27	△ 371
18年	390	87.1	52,789	88.9	-	△ 15	△ 797
19年	381	85.0	52,337	88.2	-	△ 9	△ 452
20年	377	84.2	52,280	88.1	注(1) 15.5	△ 4	△ 57
21年	369	82.4	51,456	86.7	14.6	△ 8	△ 824
22年	361	80.6	50,840	85.6	14.4	△ 8	△ 616
23年	356	79.5	50,210	84.6	注(2) 14.1	△ 5	△ 630
24年	346	77.2	49,016	82.6	13.7	△ 10	△ 1,194
25年	337	75.2	47,542	80.1	13.2	△ 9	△ 1,474

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

注(1) 推定組織率を推計する際に用いてきた「事業所・企業統計調査」が平成21年より「経済センサス・基礎調査」に統合されたため、平成20年は「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス・基礎調査」を使用し、算出している。

なお、「事業所・企業統計調査」と「経済センサス・基礎調査」の調査結果は差異が生じているが、総務省では、調査手法が異なることから、調査結果の差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

注(2) 平成23年の推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を用いて計算した値である。

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

県内の産業別組合数及び組合員数の状況

組合数

平成25年6月30日現在

産業	組合数	構成比(%)
製造業	75	22.25%
公務	48	14.24%
運輸業、郵便業	38	11.28%
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	34	10.09%
卸売業、小売業	30	8.90%
教育、学習支援業	24	7.12%
医療、福祉	24	7.12%
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	21	6.23%
建設業	13	3.86%
情報通信業	12	3.56%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	2.08%
宿泊業、飲食サービス業	5	1.48%
農業・林業・漁業	4	1.19%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.30%
分類不能の産業	1	0.30%
合計	337	100.00%

組合員数

産業	組合員数	構成比(%)
製造業	13,801	29.03%
公務	8,329	17.52%
教育、学習支援業	6,124	12.88%
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	3,816	8.03%
卸売業、小売業	3,636	7.65%
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	2,914	6.13%
医療、福祉	2,530	5.32%
建設業	1,968	4.14%
運輸業、郵便業	1,662	3.50%
情報通信業	1,285	2.70%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,181	2.48%
宿泊業、飲食サービス業	185	0.39%
農業・林業・漁業	59	0.12%
鉱業、採石業、砂利採取業	28	0.06%
分類不能の産業	24	0.05%
合計	47,542	100.00%

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

第1章 労働委員会の概要

第1節 沿革

(1) 昭和20年12月、労働組合法（旧法）の公布により、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権が保障され、労働運動の保護助成措置が講じられるとともに労働委員会制度が設けられた。翌21年3月1日同法の施行により、労働問題処理のための行政機関として国に中央労働委員会が、各都道府県に地方労働委員会がそれぞれ設置されることになった。

山梨県では労働組合法施行に伴い、まず労働者を代表する労働者委員と使用者を代表する使用者委員をそれぞれ5名委嘱し、次いで労使各側委員の同意を得て学識経験者の中から第三者委員（中立委員）を5名委嘱し、計15名をもって同年3月20日第1回の総会を開催し、会長、会長代理を選出してその活動を開始した。また、労働委員会発足と同時に事務局も設置された。

(2) 昭和21年9月27日、労働関係調整法の公布（同年10月13日施行）によって、あっせん・調停・仲裁等の諸手続が明確化され、労働委員会の機能が具体化された。

(3) 昭和22年10月21日、国家公務員法の公布により一般職の国家公務員には労働組合法や労働関係調整法の適用がなくなった。また、昭和23年7月31日政令第201号が公布され、国又は地方公共団体の職員には同盟罷業等を裏付けとしたいわゆる団体交渉権が認められなくなり、このため官公庁等の事件は労働委員会の管轄から除外されることになった。

(4) 昭和24年6月1日、労働組合の民主性・自主性の確保、不当労働行為排除の有効な措置を図るため、労働組合法、同法施行令の全面改正が行われた。

改正の主要事項は、

- ① 労働組合について届出主義から自由設立主義に改められた。
- ② 労働組合の資格審査制度並びに不当労働行為の審査及び処分等の権限が加わった。
- ③ 不当労働行為に対する処罰請求主義が原状回復主義に改められた。
- ④ 委員の「委嘱」が「任命」に改められた。
- ⑤ 第三者委員が公益委員と改称された。
- ⑥ 準司法的機能が公益委員の専管事項となり、労使委員は審問手続に限り参与できることになった。
- ⑦ 中央労働委員会に規則制定権、地方労働委員会に対する指示権、管轄指定権、優先管轄権及び再審査権が与えられた。

(5) 昭和24年8月4日、中央労働委員会規則が公布され、労働委員会が業務を行う際の細部手続が規定された。

(6) 昭和 27 年 7 月 31 日、労働関係調整法の改正が行われ、緊急調整制度の新設（中央労働委員会）、調整事件における組合の資格審査の廃止、委員とあっせん員との兼職禁止規定の削除、公益事業における争議行為に予告制度が採用されることになった。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員の労働関係については、地方労働委員会が取り扱うことになった。

(7) 昭和 37 年 9 月 15 日、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の施行に伴い、労働組合法の争訟に関する規定が改正され、①中央労働委員会に対する再審査の申立期間について、やむを得ない理由があるときは 1 週間その期間を延長する、②労働委員会が行った処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないとされた。

また、中央労働委員会規則が改正され、名称が労働委員会規則に改められた。

(8) 昭和 40 年 5 月、地方公営企業労働関係法の一部改正により、新たに同法第 5 条第 2 項（使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。

(9) 昭和 41 年 4 月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が 1 年から 2 年に改められた。

(10) 昭和 52 年 4 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。

(11) 昭和 60 年 4 月、日本専売公社及び日本電信電話公社は、経営形態が民営化されたことにより、公共企業体等労働関係法からの適用除外となり、新たに民間会社として組織替えした日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社については、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになった。

(12) 昭和 62 年 4 月、日本国有鉄道は、経営形態が分割・民営化され、全国で 6 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社など 11 新事業体と国鉄清算事業団が発足した。

これに伴い、JR グループ各社の労使紛争事件についても、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになった。

また、公共企業体等労働委員会の名称が国営企業労働委員会に変更された。

(13) 昭和 63 年 5 月 20 日、中央労働委員会と国営企業労働委員会を統合するための労働組合法等の一部を改正するための法律が、第 112 通常国会において成立し、同年 6 月 14 日公布され、これにより中央労働委員会と国営企業労働委員会は同年 10 月 1 日付けて統合された。

(14) 平成 12 年 4 月 1 日、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行され、地方労働委員会の事務が自治事務とされた。

- (15) 平成13年10月1日、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から事務の委任を受け、当地方労働委員会において個別的労使紛争のあっせんを取り扱うことになった。
- (16) 平成15年3月24日、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為救済申立事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実と地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた所要の規定が整備された。
- (17) 平成16年4月1日、地方独立行政法人法の施行により、地方独立行政法人制度が創設された。これに伴い、地方独立行政法人と職員の労働関係については地方公営企業労働関係法が適用されることになり、同法及び労働委員会規則の一部改正がなされた。
- (18) 平成16年11月17日、不当労働行為救済申立事件の審査の迅速化及び的確化を図る観点から、審査体制及び審査手続を整備すること等を目的とした労働組合法の一部を改正する法律が公布され、平成17年1月1日から施行されることになった。

これにより、審査体制の整備を図るため、地方労働委員会の名称が都道府県労働委員会に変更されるとともに、地域の実情に応じた委員定数の増員や公益委員の常勤化、不当労働行為救済申立事件における合議体での処理、都道府県労働委員会による規則制定等が可能となった。また、審査手続を整備するため、労働委員会に審査計画の作成や審査の目標期間の設定が義務づけられる一方、迅速かつ的確な事実認定のために証人等への出頭命令や物件提出命令が可能となった。このほか、和解手続や取消訴訟における新証拠の提出制限等の規定が設けられることになった。

また、同法の改正に伴い同法施行令及び労働委員会規則も一部改正され、同時施行されることになった。

- (19) 平成19年10月1日、郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が分社・民営化（日本郵政株式会社他）された。これに伴い、日本郵政株式会社他の労使紛争事件については労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになり、労働組合法及び労働委員会規則の一部改正がなされた。
- (20) 平成20年10月1日、国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行により船員労働委員会が廃止された。これに伴い、船員の集団的労使紛争の解決に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管されることになり、労働組合法等の一部改正がなされた。
- (21) 平成24年10月1日、労働委員会規則の一部改正により、審査手続を簡素化し、その実効性を高めるための方策として、「審問を経ずに命令交付する手続」及び「三者委員による解決策の勧告」の規定が整備された。
- (22) 平成25年6月14日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、仲裁委員会は、仲裁委員三人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織され、定足数を仲裁委員の過半数とすることになり、労働関係調整法の一部改正がなされた。

第2節 組織

1 概要

都道府県労働委員会の組織は、労働者を代表する者（労働者委員）、使用者を代表する者（使用者委員）及び公益を代表する者（公益委員）各同数をもって構成されており、本県の場合は各5名で計15名となっている。

各委員の任命については、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て知事が任命している。

委員の任期は2年であるが再任を妨げない。

なお、会長及び会長代理は委員の選挙により公益委員の中から選出される。

また、労働委員会は労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働争議のあっせんに当たるため、学識経験を有する者で労働争議の解決につき支援を与えることができる者の中からあっせん員候補者を委嘱する。

なお、労働委員会の職務を処理するため事務局が設けられ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び職員が置かれている。

2 委員

第40期委員は平成25年7月1日に任命され任期は2年である。

第40期山梨県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

	氏名	職業・役職	備考
公益委員	◎鶴田 和雄	弁護士	再任
	○田中 正志	弁護士	再任
	加藤 里美	特定社会保険労務士	再任
	勝俣 高明	公認会計士	再任
	深松 和子	山梨学院大学教授	再任
労働委員	中澤 晴親	連合山梨会長	再任
	窪田 清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長	再任
	齊藤 伊人	T D K労働組合甲府支部支部長	新任
	永井 幸子	U A ゼンセン山梨県支部支部長	新任
	萩原 雄二	連合山梨事務局長	再任
使用者委員	小池 基次	山梨県経営者協会専務理事	再任
	小林 隆二	山梨県経営者協会参与	再任
	武田 輿光	(株)テンヨ武田代表取締役会長	再任
	田中 好輔	甲斐日産自動車(株)代表取締役会長	再任
	松橋 勝美	塩山鋪装(株)代表取締役社長	再任

平成26年3月1日現在

3 あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議の公正な調整を図るため、労働関係調整法第10条の定めるところにより「あっせん員候補者」を委嘱し、その候補者名簿を備え、関係当事者からの申請又は職権に基づいて労働委員会が労働争議のあっせんをしようとするときは、その名簿に記載されている者の中から会長が指名してあっせんに当たらせる。ただし、労働委員会の同意があればあっせん員候補者名簿に記載されていない者を臨時にあっせん員に委嘱することもできる。なお、あっせん員候補者には現委員のほか、事務局職員の中からも委嘱している。

あっせん員候補者名簿

氏 名	役 職	委嘱年月日
鶴田 和雄	山梨県労働委員会会長	平15. 7. 14
田中 正志	山梨県労働委員会公益委員	平19. 7. 5
加藤 里美	山梨県労働委員会公益委員	平17. 7. 11
勝俣 高明	山梨県労働委員会公益委員	平21. 7. 22
深松 和子	山梨県労働委員会公益委員	平19. 7. 5
中澤 晴親	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
窪田 清	山梨県労働委員会労働者委員	平23. 7. 1
齊藤 伊人	山梨県労働委員会労働者委員	平25. 7. 2
永井 幸子	山梨県労働委員会労働者委員	平25. 7. 2
萩原 雄二	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
小池 基次	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
小林 隆二	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
武田 與光	山梨県労働委員会使用者委員	平24. 9. 26
田中 好輔	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
松橋 勝美	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
市川 由美	山梨県労働委員会事務局長	平25. 4. 24
小俣 芳久	山梨県労働委員会事務局次長	平25. 4. 24
榎原 茂	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平24. 4. 25

平成26年3月1日現在

4 事務局

昭和 21 年 3 月、労働委員会発足と同時に労働委員会の事務を処理するため、事務局が設置された。事務局職員には事務局長、幹事、書記が法令で定められ、創設当初は内務部長が事務局長を、勤務課（後に労政課）員が幹事又は書記をそれぞれ兼務したが、昭和 22 年以降、次第に専任職員が委嘱され、同年 10 月に至りすべて専任となり、事務局長以下 15 名が配置されて事務局体制が整備された。

その後、昭和 24 年労働組合法の改正に伴い、同法施行令第 21 条の定めるところにより職員の身分は県吏員に切り替えられ、昭和 26 年 9 月山梨県訓令甲第 22 号「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」が定められて、事務局に総務・調整の 2 課が設置され所掌事務の範囲が明確になった。

事務局職員の定数は、昭和 28 年 7 月 30 日山梨県条例第 22 号「山梨県職員定数条例」によって 16 人と定められたが、その後条例改正によって職員の定数は 9 人と規定され現在に至っている。

昭和 60 年 1 月 11 日、行財政改善に関する総合福祉審議会の第二次中間答申がなされ、これに則り事務局組織をより効率的、機能的な組織とするため当地方労働委員会と知事部局で検討の結果、従来の 2 課制を廃止し、スタッフ制とすること等を内容とする基本的決定（昭和 60 年 2 月 16 日昭和 60 年度組織機構改善実施計画）が行われた。この決定を受けて従来の諸規程の整備も図られることになり、「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」は廃止され、昭和 60 年 4 月 1 日、新たな事務局組織は「山梨県行政組織規則」に規定されることになった。

平成 16 年 4 月 1 日、総務担当と審査調整担当が統合され、総務審査担当となった。これにより現在の事務局の組織は次のとおりとなり、事務局職員の定数は 9 名であるが現員は 7 名である。



事務局職員名簿

職名	氏名	事務局就任年月日
事務局長	市川 由美	平25. 4. 1
次長	小俣 芳久	平25. 4. 1
審査調整指導監	榎原 茂	平24. 4. 1
副主幹	山本 高史	平25. 4. 1
主査	松尾 秀樹	平23. 4. 1
主査	藤森 淳	平23. 4. 1
主任	櫻林 育美	平25. 4. 1

平成26年3月1日現在

第3節 運 営

1 労働委員会の職務権限

労働委員会の職務権限は労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査及び決定（労組法第5条第1項、第11条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定（労組法第27条）
- (4) 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- (5) 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受理（労調法第37条）
- (7) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- (8) 労働争議の調整（労組法第20条、労調法第12、18、30条）
- (9) 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報（職業安定法第20条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第24条）
- (10) 個別の労使紛争に係るあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 第20条第1項、知事からの委任）

以上のうち、(1)(3)(4)(5)の権限は公益委員のみに属している。

2 会議・研修

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等にそれぞれ規定する目的を達成するために国及び各都道府県が設置する合議制の行政委員会であり、労働委員会の運営は合議制の原則からすべて会議を通じて行われる。中心となる会議は三者構成の委員全員によって開催される総会、公益委員のみで準司法的手続によって問題を処理する公益委員会議、各労働委員会相互間の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図るために開催される連絡協議会及び連絡会議がある。

また、委員及び事務局職員の専門的知識の習得及び業務処理能力の向上を図るため、定期的に研修を実施するとともに、外部の研修に委員及び事務局職員を派遣している。（なお、会議のなかには実質的には研修と呼べる内容のものもあるが、第2章では名称により会議と研修を分類している。）

第2章 会議・研修

第1節 総会

総会は労働委員会規則の定めるところにより毎月定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。総会では労働委員会規則第5条第1項に規定された事項を審議決定するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、総会の決議によって設置される小委員会及びあっせん員からの報告を受けている。

平成25年中は第984回から第996回まで13回開催された。内容については、以下のとおりである。

一 総会内容一覧 一

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等	
		公益	労働	使用		
984	H25. 1.23	鶴田 田中 加藤 勝俣 深松	神宮寺 青柳 窪田 中澤 萩原	小池 小林 橋武	1 労働委員会規則の一部改正に伴う山梨県労働委員会審査関係事務処理要領の改正について 2 第983回定例総会議事録について 3 平成24年(個)第4号あっせん事件について 4 その他の報告事項等	
985	H25. 2.27	鶴田 田中 加藤 勝俣 深松	神宮寺 青柳 窪田 中澤 萩原	小池 小林 橋武	1 第984回定例総会議事録について 2 平成24年(個)第3号あっせん事件について 3 平成24年(個)第4号あっせん事件について 4 爆破行為予告に係る事件の実情について 5 その他の報告事項等	
986	H25. 3.27	鶴田 田中 加藤 勝俣 深松	神宮寺 青柳 窪田 中澤 萩原	小池 小林 橋武	1 第985回定例総会議事録について 2 平成24年(個)第3号あっせん事件について 3 平成25年(個)第1号あっせん事件について 4 爆破行為予告に係る事件の実情について 5 その他の報告事項等	

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等	
		公益	労働	使用		
987	H25. 4. 24	鶴 田 中 加 勝 深	神宮寺 青 柳 中 澤 萩	小 池 林 田 松 武	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 第986回定例総会議事録について 3 平成24年(個)第3号あっせん事件について 4 平成25年(個)第1号あっせん事件について 5 爭議行為予告に係る事件の実情について 6 労働組合の資格審査について (第503回及び第504回公益委員会議決定事項) 7 平成25年(調)第1号あっせん事件について 8 その他の報告事項等	
988	H25. 5. 22	鶴 田 中 加 勝 深	神宮寺 青 柳 中 澤 萩	田 松 橋 武 田	1 第987回定例総会議事録について 2 平成25年(調)第1号あっせん事件について 3 爭議行為予告に係る事件の実情について 4 その他の報告事項等	
989	H25. 6. 26	鶴 田 中 加 勝 深	神宮寺 青 柳 中 澤 萩	小 田 中 松 武 池	1 第988回定例総会議事録について 2 平成25年(調)第1号あっせん事件について 3 爭議行為予告に係る事件の実情について 4 その他の報告事項等	
990	H25. 7. 2	鶴 田 中 加 勝 深	中 塙 齊 永 萩	澤 田 藤 井 原	小 池 林 武 松 橋	1 会長及び会長代理の選挙について 2 あっせん員候補者の委嘱及び解任について

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等	
		公益	労働	使用		
991	H25. 7.24	鶴 田 中 加 勝 深	田 中 藤 永 松 萩	中 澤 齊 井 原	池 小 林 武 田 中 松	1 平成25年度関東地区労使関係セミナーに対する協賛名義の使用の許可について 2 第989回定例総会議事録について 3 第990回臨時総会議事録について 4 平成25年(調)第1号あっせん事件について 5 爆破行為予告に係る事件の実情について 6 その他の報告事項等
992	H25. 8.28	鶴 田 中 加 勝 深	田 中 藤 永 松 萩	中 澤 齊 井 原	林 小 武 田 中 橋	1 労働関係調整法の一部改正に伴う山梨県労働委員会調整関係事務処理要領の改正について 2 山梨県労働委員会運営規程の一部改正について 3 第991回定例総会議事録について 4 街頭啓発活動等の実施について 5 その他の報告事項等
993	H25. 9.25	鶴 田 中 加 勝 深	田 中 藤 永 松 萩	齊 井 原	池 小 林 武 田 中 橋	1 第992回定例総会議事録について 2 その他の報告事項等
994	H25. 10.23	鶴 田 中 加 勝 深	田 中 藤 永 松 萩	中 澤 齊 井 原	池 小 林 武 田 中 橋	1 第993回定例総会議事録について 2 爆破行為予告に係る事件の実情について 3 その他の報告事項等
995	H25. 11.27	鶴 田 中 加 勝 深	田 中 藤 永 松 萩	中 澤 齊 井 原	池 小 林 武 田 中 橋	1 第994回定例総会議事録について 2 爆破行為予告に係る事件の実情について 3 その他の報告事項等
996	H25. 12.18	鶴 田 中 加 勝 深	田 中 藤 永 松 萩	中 澤 齊 井 原	池 小 林 武 田 中 橋	1 第995回定例総会議事録について 2 その他の報告事項等

第2節 公益委員会議

公益委員会議は労働委員会が行う権限のうち準司法的機能、すなわち労働組合法第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条による処分、さらに地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に規定する事項を審議決定する。

平成25年中は第503回から第504回までの2回開催された。内容については、以下のとおりである。

一 公益委員会議内容一覧 一

開催回数	開 催 年月日	出席 委員	付 議 事 項
503	H25. 4. 12	鶴 田 田 中 加 藤 勝 俣 深 松	第40期労働委員会委員の労働者委員推薦に係る労働組合資格審査について
504	H25. 4. 16~18 (持ち 回り)	鶴 田 田 中 加 藤 勝 俣 深 松	第40期労働委員会委員の労働者委員推薦に係る労働組合資格審査について

第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議

労働委員会は労働者、使用者及び公益の各委員からなる「連絡協議会」、会長、公益委員及び事務局長をそれぞれ対象とした「連絡会議」並びに事務局の課長等を対象とした課長会議等を全国またはブロック単位で定期的に開催し、委員等相互の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図っている。

平成25年中の開催状況は、以下のとおりである。

1 連絡協議会

【全国会議】

第68回全国労働委員会連絡協議会総会（東京都）

開催年月日	25.11.14～25.11.15
開催場所	東京都中野区 中野サンプラザ
出席委員	(公) 加藤、勝俣、(労) 中澤、窪田、(使) 小池、小林
議題	<p>1 地方公務員法第3条第3項第3号の臨時・非常勤職員に対する「個別労働紛争のあっせん」の取扱いについて（中部ブロック公労使提案）</p> <p>2 メンタルヘルス不調や精神疾患を抱えた当事者のあっせん事例について（九州ブロック公労使提案）</p> <p>3 労働委員会の活性化に向けた取組事例発表（中労委公労使提案）</p>

【ブロック会議】

（1）第130回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（神奈川県）

開催年月日	25.5.16～25.5.17
開催場所	神奈川県横浜市 神奈川県立かながわ労働プラザ
出席委員	(公) 田中、加藤、(労) 青柳、中澤、(使) 小池
議題	<p>1 損害賠償的な金銭の給付を命ずる救済命令の可能性について（山梨県提案）</p> <p>2 労働組合法上の法適合組合であることの立証を合同労組に求めるなどし団体交渉に応じない会社に対し、組合が団体交渉応諾を求めて申し立てた不当労働行為事件の取扱いについて（神奈川県提案）</p>

（2）第131回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（新潟県）

開催年月日	25.9.12～25.9.13
開催場所	新潟県新潟市 ホテル日航新潟
出席委員	(公) 田中、深松、(労) 中澤、萩原、(使) 武田、松橋

議題	1 転職支援会社への出向命令の撤回等を求めるあっせん事件の取扱いについて（神奈川県提案） 2 審査事件において労使参与委員に期待される役割と審査委員の対応（新潟県提案）
----	---

2 連絡会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会会長連絡会議（鹿児島県）

開催年月日	25. 6. 14
開催場所	鹿児島県鹿児島市 鹿児島サンロイヤルホテル
出席委員	鶴田
議題	派遣先企業等の労組法上の使用者性について

(2) 全国労働委員会事務局長連絡会議（鹿児島県）

開催年月日	25. 6. 13
開催場所	鹿児島県鹿児島市 鹿児島サンロイヤルホテル
議題	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 平成25年度公労使委員合同研修について 4 第68回全労委総会について 5 次回の全労委会長・事務局長連絡会議の開催地について

(3) 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

平成 25 年中においては、開催されなかった。

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

平成 25 年中においては、開催されなかった。

(2) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（神奈川県）

開催年月日	25. 5. 16
開催場所	神奈川県横浜市 神奈川県立かながわ労働プラザ
出席委員	田中、加藤
議題	不当労働行為事件における事件の解決のための勧告（労働委員会規則第45条の8及び同条の9）制度の活用について（神奈川県提案）

(3) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（新潟県）

開催年月日	25. 9. 12
開催場所	新潟県新潟市 ホテル日航新潟
出席委員	田中、深松
議題	「解決のための三者委員勧告」及び「審問を経ない命令発出」の活用について～合同労組事件を想定して～（新潟県提案）

(4) 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

平成25年中においては、開催されなかった。

3 その他の会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）

開催年月日	25. 11. 28
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議題	1 調整業務の運営について 2 労働組合の動向等について 3 特定独立行政法人等をめぐる動向について 4 賃金事情等総合調査について 5 都道府県労働委員会からの事例報告 ① 労働争議調整事件における事例 ② 個別労働紛争事件における事例 ③ 中労委提案事例

(2) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）

開催年月日	25. 11. 29
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議題	1 注目すべき最近の裁判例等について 2 労働委員会活性化のための都道府県労委の取組状況について

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労委労協幹事会（長野県）

開催年月日	25. 11. 24 ~ 25. 11. 25
開催場所	長野県長野市 メルパルク長野
出席委員	齊藤
議題	1 労委労協次年度方針と関東ブロック労委労協の次年度方針 2 次年度総会について 3 各都県労委の取り組みの情報交換

(2) 関東ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

平成25年中においては、開催されなかった。

(3) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議（長野県）

開催年月日	25.4.26
開催場所	長野県長野市 長野県労働委員会 審問あっせん室
議題	<p>1 知事部局との連携について（静岡県提案）</p> <p>2 労働組合の資格審査に関する適合又は不適合についての外部からの照会への対応について（静岡県提案）</p> <p>3 当事者間の自主交渉が行われていない状況でのあっせん申請について（山梨県提案）</p> <p>4 個別あっせんにおいて申請者が出席しない場合の開催の可否について（山梨県提案）</p> <p>5 調整事件（実質的には個別労働関係紛争）において、紛争当事者（労働者）と労働組合の意向が異なる場合等の対応について（新潟県提案）</p> <p>6 事件処理における委員の役割と事務局職員のサポートについて（新潟県提案）</p> <p>7 「個別労働紛争処理制度」の周知月間における活動状況について（長野県提案）</p> <p>8 「労働委員会活性化のための検討委員会作業委員会の検討結果について（報告）」で示された「審査処理モデル」の取扱いについて（長野県提案）</p>

第4節 研修

事件の申請（申立て）があった場合に、委員及び事務局職員が、情報を共有化し、迅速かつ適切な事件処理が遂行できるよう研修を実施し、また、外部の研修に積極的に派遣している。

平成25年中に実施または派遣した研修は、以下のとおりである。

(1) 事例研修

実施年月日	講師または説明者	テーマ
25.1.23	北海道労働委員会 作成映像	<p>どうする？ あなたの身近な労使トラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別的労使紛争のあっせん ・労働委員会のあらまし

実施年月日	講師または説明者	テーマ
25.2.27	武井副主幹 松尾主査 藤森主査	労働相談事例の検討
25.3.27	田中会長代理	事例研修 H24(調)第3号あっせん
25.4.24	藤森主査	<p>損害賠償的な金銭の給付を命ずる救済命令の可能性について(関プロ三者協議会議題)</p> <p>労働組合法上の法適合組合であることの立証を合同労組に求めるなどし団体交渉に応じない会社に対し、組合が団体交渉応諾を求めて申し立てた不当労働行為事件の取扱いについて(関プロ三者協議会議題)</p> <p>不当労働行為事件における事件の解決のための勧告(労働委員会規則第45条の8及び同条の9)制度の活用について(関プロ公益委員会議議題)</p>
25.5.22	藤森主査	損害賠償的な金銭の給付を命ずる救済命令の可能性について(関プロ三者協議会議題)会議結果報告
25.6.26	鶴田会長	講話「労使紛争と労働委員会」
25.7.2	榎原審査調整指導監 山本副主幹	労働委員会の役割、業務内容等(新任委員のみ)
25.7.24	内閣府 作成映像	一人ひとりが目を向けよう 職場のパワーハラスメント
25.8.28	山本副主幹 松尾主査 藤森主査	<p>「解決のための三者委員勧告」及び「審問を経ない命令発出」の活用について～合同労組事件を想定して～(関プロ公益委員会議議題)</p> <p>「転職支援会社への出向命令の撤回等を求めるあっせん事件の取扱いについて」(関プロ三者協議会議題)</p> <p>「審査事件処理において労使参与委員に期待される役割と審査委員の対応」(関プロ三者協議会議題)</p>

実施年月日	講師または説明者	テーマ
25. 9. 25	藤森主査	地方公務員法第3条第3項第3号の臨時・非常勤職員に対する「個別労働紛争のあっせん」の取扱いについて（全労委総会議題）
25. 10. 23	加藤委員 山本副主幹 松尾主査	地方公務員法第3条第3項第3号の臨時・非常勤職員に対する「個別労働紛争のあっせん」の取扱いについて（全労委総会議題） メンタルヘルス不調や精神疾患を抱えた当事者のあっせん事例について（全労委総会議題） 労働委員会の活性化に向けた取組事例発表（全労委総会議題）
25. 11. 27	加藤委員	事例研修 H25(調) 第1号あっせん

(2) 関係機関研修

実施年月日	講 師	テーマ
25. 12. 18	中小企業労働相談所 武井輝幸主任相談員	中小企業労働相談所利用状況について

(3) 外部研修

○委員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
25. 2. 24～25 新潟県長岡市 (ホテルニューオータニ長岡)	関東ブロック労委労協 総会・研修会	(労働者 委員) 神宮寺 窪田	講演 労働紛争の動向と労働組合の闘い

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
25.9.5～6 東京都港区 [全体] (中野サンブ ラザ) [労働者] (労働委員会 会館) [使用者] (日本工業俱 楽部会館)	公労使委員 合同研修	(労 働 者 委員) 齊藤 永井 (使 用 者 委員) 武田	[全体] 講演 労働委員会の歴史・現状・課題 労働法の基礎 [労働者] 講演 不当労働行為救済制度の意義と内 容 個別労働紛争処理制度と労働關係 法規 労働者委員としての心構え [使用者] 講演 労働紛争の解決において使用者委 員として知りおくべき労働法のポ イント 使用者委員としての経験談 労働委員会使用者委員として知り おくべき判例
25.9.7 東京都港区 (連合東京)	関東ブロッ ク労委労協 研修会	(労働者 委員) 齊藤 永井	講演 労働事件の最近の判決・命令の動 向について 企業別から産別への転換－韓国 の労働運動における取り組みと課題

○事務局職員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
25.6.10～12 東京都港区 (労働委員会会館)	労働委員会事務局職員中央研修 審査コース	山本副主幹	<p>講演 労働委員会事務局職員に望むこと 事務局職員に期待すること 労働法の基礎</p> <p>講義 不当労働行為に審査手続について 命令書(案)の起案のための作業手順 演習 不利益取扱い 団交拒否</p>
25.10.3～11 埼玉県朝霞市 (労働大学校)	労働委員会事務局職員専門研修	山本副主幹	<p>講義 不当労働行為審査手続の要点 事実認定上の留意点 労働組合法上の労働者性・使用者性 実務経験からみた和解の留意点</p> <p>演習 命令原案作成、不当労働行為審査演習、審問見学</p>
25.10.4 東京都港区 (労働委員会会館)	関東地区労使関係セミナー	藤森主査	<p>講演 労働基準法と労働契約法による有期労働契約規制について</p>

第3章 労働組合の資格審査及び決定

労働組合が、不当労働行為の救済を求める場合、労働委員会の労働者委員を推薦する場合、法人登記の手続きをする場合等には、労働組合法に規定する資格要件を満たしていなければならない。このため、申請のあった労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査することを「労働組合の資格審査」という。

平成25年中に取り扱った資格審査は7件あり、内容については次のとおりである。

第1表 資格審査件数表

区分	係属 件数	補正 勧告	終結状況				翌 年 繰越し
			適合	不適合	打切り	取下げ	
不当労働行為							
法人登記							
委員推薦	7	1	7				
総会の決議							
計	7	1	7				

第2表 資格審査取扱事件一覧表

事件 番号	労働組合名	申 請 年月日	申請理由	終 結 年月日	終結果
25-1	J A M甲信宮入バルブ労働組合	25. 3. 27	委員推薦	25. 4. 12	適合
25-2	東京電力労働組合山梨総支部	25. 3. 27	委員推薦	25. 4. 12	適合
25-3	三井金属韮崎事業所労働組合	25. 3. 27	委員推薦	25. 4. 12	適合
25-4	甲府明電舎労働組合	25. 3. 27	委員推薦	25. 4. 12	適合
25-5	ルネサスエレクトロニクス労働組合甲府支部	25. 3. 27	委員推薦	25. 4. 12	適合
25-6	N T T労組山梨県域分会	25. 3. 27	委員推薦	25. 4. 18	適合
25-7	自治労全国一般山梨中小労働組合	25. 3. 27	委員推薦	25. 4. 12	適合

第4章 労働協約の拡張適用の決議

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の申立てに基づき、労働委員会の決議により県知事は当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

平成25年中に取り扱った労働協約の拡張適用はなかった。

第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定

使用者が、

- ・組合活動をする労働者を不利益に取り扱うこと
- ・正当な理由がなく団体交渉を拒否すること
- ・組合運営を支配し、または介入すること

等の労働組合法第7条で禁止する不当労働行為を行ったと組合等から申立てがあったときに、申立内容を審査し、命令（救済・棄却）又は決定（却下）を発する。

平成25年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件はなかった。

第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は中央労働委員会に再審査の申立てを行うことができる。

平成25年中に山梨県労働委員会に係る再審査事件として中央労働委員会が取り扱った事件はなかった。

第7章 行政訴訟

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は地方裁判所に取消しの訴えを提起することができる。

平成25年中に山梨県労働委員会に係る行政訴訟事件として裁判所が取り扱った事件はなかった。

第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求

公益事業を営む事業所において争議行為を行う場合には、その当事者は争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知しなければならず（第10章参照）、労働委員会がこれに違反すると疑われる事実があることを知ったときには、遅滞なく、審査を開始しなければならない。また、違反した場合、労働委員会は検察官に公訴を提起するよう要求（処罰請求）することができる。

平成25年中に取り扱った争議行為予告違反に対する処罰請求はなかった。

第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職の職員が結成又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を、当事者からの申出等に基づき公益委員会議で必要があると認める場合に、労働委員会はその範囲を認定して告示することとなっている。

平成25年中に取り扱った認定及び告示はなかった。

第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理

1 概要

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者は10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知（争議行為予告通知）しなければならない。

争議行為が発生している状態又は発生する恐れがある状態を労働争議といい、公益事業に係る労働争議が発生したときは、労働委員会は速やかにその実情を調査しなければならない。

2 処理状況

平成25年中に受理した争議行為予告通知は次表の者からの2件であり、それぞれ実情調査を行なった。

平成25年争議行為予告通知者及び実情調査結果一覧表

通 知 者	組合員数	交渉事項	通知日	労働争議終結日	終結事由	争議行為
山梨民主医療機関労働組合	1,090	賃上げ、夏季一時金等	25.2.21	25.7.5	解決	あり
山梨民主医療機関労働組合	1,070	年末一時金等	25.10.23	25.11.26	解決	あり

第11章 争議行為発生届の受理

1 概要

争議行為が発生したときは、当事者は直ちに労働委員会または知事にその旨を届け出なければならない。

なお、公益事業以外の事業において、労働委員会が争議行為発生届の受理を契機に当該事業に係る労働争議の発生を知り得たときには、労働委員会は必要に応じその実情を調査する。

2 処理状況

平成25年中に受理した争議行為発生届は次表の者からの2件であった。

なお、公益事業に係る争議であり、事前に争議行為予告通知が提出されている。（第10章参照）

平成25年争議行為発生届出者及び実情調査結果一覧表

届出者	組合員数	交渉事項	届出日	争議行為実施日	労働争議終結日	終結事由	予告通知
山梨民主医療労働組合	1,090	賃上げ、夏季一時金等	25.2.21	25.3.14	25.7.5	解決	あり
山梨民主医療労働組合	1,070	年末一時金等	25.10.23	25.11.7	25.11.26	解決	あり

第12章 労働争議の調整

1 事件の処理状況

労働組合と使用者との間で労働条件や労使関係に関する話し合いが進まず、自主的な解決がどうしても困難であるとして当事者からの申請があった場合、申請に基づき労働委員会は労働争議の調整を行う。労働争議の調整方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の三つがある。

平成25年中に取り扱った調整事件は、次表のとおり「あっせん」1件であった。

終結状況は解決であり、合同労組からの申請であった。

平成25年調整事件一覧表

事件番号	業種	組合員数	調整事項	申請日	あっせん員 指名日	調整回数	終結区分	終結日	処理日数
				あっせん員 指名日					
25-1	製造業	40	雇用継続 65歳までの雇用保障	25. 4. 24 25. 5. 8	(公)加藤里美 (労)萩原雄二 (使)武田與光	3	解決	25. 6. 14	52

処理回数は申請日から終結日までの歴日数

第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報

労働委員会は、公共職業安定所に対して、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報することができる。通報が行われた場合、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者の紹介ができなくなる。

平成25年中に公共職業安定所に通報を行ったものはなかった。

第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 事件の処理状況

近年、労働組合未加入者の増加、人事労務管理の個別化、就労形態の多様化による派遣契約労働者やパートタイム労働者等の非正規労働者の増加などを背景として、個々の労働者と使用者との間の紛争が増加している。

こうした中、平成13年10月施行の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律では、地方公共団体は個別労働関係紛争に係るあっせん等の施策を推進するよう努めることとされ（第20条）、あっせんについては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当労働委員会が知事の委任を受けて実施している。

平成25年中に取り扱った個別的労使紛争に係るあっせん事件は3件であり、内容については次のとおりである。

平成25年個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号	業種	あっせん事項	申請日	あっせん員	調整回数	終結区分	終結日	処理日数
			あっせん員指名日					
24-3	卸売業、小売業	未消化の年休の買い取り 退職金の増額 慰謝料の支払い	24. 12. 5	(公)勝俣高明 (労)青柳和仁 (使)小林隆二	3	打切	25. 3. 19	105
			24. 12. 17					
24-4	製造業	退職理由の変更	24. 12. 10	—	—	取下自主解決	25. 1. 31	53
			—					
25-1	卸売業、小売業	退職金の2年以内での支払い	25. 3. 6	(公)加藤里美 (労)窪田清 (使)武田與光	—	取下自主解決	25. 4. 8	34
			25. 3. 21					

処理日数は申請日から終結日までの歴日数

3 労働相談

個別の労使紛争に係るあっせんの利用については、県中小企業労働相談所の労働相談を受けていることを前提としていたが、平成22年9月から労働委員会でも労働相談を受けることとし、労働相談からあっせんへスムーズに移行できるようにした。

平成25年中に受け付けた労働相談件数は137件であった。

なお、労働相談は事務局職員が対応している。

平成25年労働相談件数一覧表

紛争内容	区分			
	労働者	使用者	双方	計
実 件 数	131	6		137
経営又は人事	32	4		36
ア 解雇	17	3		20
イ 配置転換、出向・転籍	1			1
ウ 復職				
エ 懲戒処分	1			1
オ 退職	9			9
カ 勤務延長、再雇用				
キ その他経営又は人事	4	1		5
賃金等	47	1		48
ク 賃金未払	36	1		37
ケ 賃金増額	1			1
コ 賃金減額	4			4
サ 一時金				
シ 退職一時金	5			5
ス 解雇手当				
セ 休業手当				
ソ 諸手当				
タ その他賃金				
チ 年金(企業年金・厚生年金等)	1			1
労働条件等	42	2		44
ツ 労働契約	10	1		11
テ 労働時間	9	1		10
ト 休日・休暇	3			3
ナ 年次有給休暇	6			6
ニ 育児休業・介護休業				
ヌ 時間外労働	1			1
ネ 安全・衛生				
ノ 福利厚生制度	1			1
ハ 社会保険	5			5
ヒ 労働保険	4			4
フ その他の労働条件等	3			3
職場の人間関係	18	1		19
ヘ セクハラ	2			2
ホ パワハラ・嫌がらせ	16	1		17
その他	15			15
マ その他	15			15
延べ件数	154	8		162

(資料1)年別・労働組合資格審査状況

平成25年12月31日現在

区分 年	申請件数	係属件数	申請理由						補正勧告	結果			翌年繰越
			委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	争議調整	その他		資格あり	資格なし	打取切下りげ	
S21～30	864	864	687	13		46	42	76					
31～40	646	646	614	11	12	9			25	634	1	9	2
41～50	254	256	190	51	6	7			37	212	1	40	3
51～60	137	140	100	23	9	5			3	118		21	1
61～H7	86	87	66	14	5	1			2	77		9	1
H8～12	37	38	29	5	3				6	30		6	2
13	19	21	16	2	1				3	18		1	2
14	2	4			2				1	4			
15	12	12	11		1				1	11			1
16	2	3		2						1		2	
17	11	11	11						1	11			
18													
19	11	11	11						1	11			
20	1	1		1						1			
21	12	12	11		1					8		4	
22													
23	7	7	7							7			
24													
25	7	7	7						1	7			
計	2,108	-	1,760	122	40	68	42	76	(81)	(1, 150)	(2)	(92)	-

(注) 合計欄の()内の数字は昭和31年以降の合計件数である。

(資料2)年別・不当労働行為救済申立事件申立状況

平成25年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属性件数	申立人			旧勞調法第40号	申立理由							
			個人	組合	個人・組合		労働組合法第7条							
							1号	2号	3号	1・2号	1・3号	1・2・3号	2・3号	
S21～30	21	21	6	15		5	4		1		9	2		
31～40	17	18	1	15	1		2	2	2		5	6		
41～50	46	48	1	29	16		2	1	4	2	27	6	4	
51～60	17	20		10	7			2	3		9		3	
61～H7	11	12		7	4			1	2		4	3	1	
8～12	4	6		2	2						1	3		
13	1	2		1								1		
14		1												
15														
16	1	1			1						1			
17														
18														
19														
20	1	1		1								1		
21		1												
22														
23														
24														
25														
計	119	-	8	80	31	5	8	6	12	2	56	22	8	

(資料3)年別・不当労働行為救済申立事件終結状況

平成25年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属性件数	終結状況						繰越し	
			命令・決定					和解	取下げ	
			処罰請求	救済	一部救済	棄却	却下			
S21～30	21	21	1		2		1	16		1
31～40	17	18						16		2
41～50	46	48		2	6		1	27	9	3
51～60	17	20		2	3	1		11	2	1
61～H7	11	12			4			5	1	2
8～12	4	6						5		1
13	1	2			1					1
14		1		1						
15										
16	1	1						1		
17										
18										
19										
20	1	1								1
21		1						1		
22										
23										
24										
25										
計	119	-	1	5	16	1	2	82	12	-

(資料4)年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数

産業別	年	S21	31	41	51	61	8	9	10	11	12	13	14	計
		30	30	40	50	60	H7							
農業・林業・漁業	1													1
鉱業														0
建設業														0
製造業	食料品製造業	4	1											5
	繊維工業・繊維製品製造業	6			1									7
	木材、木製品、家具装備品製造業	2		1										3
	パルプ、紙、紙加工品製造業	2												2
	出版、印刷、同関連産業			1										1
	化学生工業		1	2										3
	窯業、土石製品製造業			3	2									5
	金属製品製造業			8	1									9
	機械器具製造業	1	1	1	2	1								6
	その他製造業		3	4	2									9
電気、ガス、水道業														0
運輸通信業		1	18	5	4									28
卸売業、小売業	2	1	1					1			1			6
金融、保険、不動産業	2	2												4
サービス業	医療業		2	4	1	1								8
	教育		2	3										5
	その他サービス		3		3	5		2			1			14
公務	1													1
その他														0
計	21	17	46	17	11	0	3	0	0	1	1	0		117

平成25年12月31日現在

年 産業別	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
農業・林業・漁業												0
鉱業												0
建設業												0
製造業	食料品製造業											0
	繊維工業・繊維製品製造業											0
	木材、木製品、家具装備品製造業											0
	パルプ、紙、紙加工品製造業											0
	印刷、同関連産業											0
	化学工業											0
	窯業、土石製品製造業											0
	金属製品製造業											0
	機械器具製造業											0
その他製造業												0
電気、ガス、熱供給、水道業												0
情報通信業												0
運輸業												0
卸売業、小売業												0
金融、保険、不動産業												0
飲食店、宿泊業							1					1
医療、福祉		1										1
教育、学習支援業												0
サービス業、複合サービス業												0
公務												0
その他の												0
計	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料5)年別・調整事件申請状況

調整事項	年	S21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	61 ～ H7	8	9	10	11	12	13	14
(申請件数)		169	155	202	126	37	1	1		2	4	2	2
賃金制	賃金増額	26	54	53	45	7	1						
	一時金	2	37	49	37	12	1			1	1		
	諸手当	4								1			
	その他賃金関係	16	5		3	3					2		
	退職一時金、年金	35	13	7	1	2	1			1	1		2
	解雇手当休業手当	26		2									
給与以外の労働条件	労働時間			10	2								
	休日、休暇						1						
	作業方法の変更												
	定年制						1						
	その他労働条件	4	11	11	4			1					
経営又は人事	事業休廃止操短時	6	3	1									
	企業合併												
	人員整理												
	配置転換		2	3	1								
	解雇	20	10	19	9	4				2		1	
	その他経営人事					1	1						
	福利厚生												
	団交促進	4	10	43	21	2				3	2		
	事件協議制												
	組合承認活動	2		1	1	2							
	協約締結等	17	6	1									
	その他	7	4	2	1	2							
	計	169	155	202	126	37	3	1	0	3	9	2	3

(注)平成7年までは1事件について主要な調整事項を1事項のみ記載している。平成8年からは申請のあった全ての調整事項を記載している。

平成25年12月31日現在

年 調整事項別	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
(申請件数)	2	2	3	3	3	1	3	2	1	3	1	725
賃 金 制	賃金増額						1			1		188
	一時金				2	2				1		145
	諸手当			1						1		7
	その他賃金関係			1				2				32
	退職一時金、年金	1										64
	解雇手当休業手当	1										29
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間											12
	休日、休暇											1
	作業方法の変更											0
	定年制											1
	その他労働条件											31
経 営 又 は 人 事	事業休廃止操短時											10
	企業合併											0
	人員整理											0
	配置転換							1	1			8
	解雇・雇止め			1	1	1	1	3	2	1	1	77
	その他経営人事	1	1	1								5
	福利厚生											0
	団交促進		1	2	1	1	1	2				93
	事件協議制											0
	組合承認活動											6
	協約締結等											24
	その他									1		17
計		2	2	6	5	4	2	9	3	1	5	1
												—

(資料6)年別・調整事件終結状況

(注) 上段ーあっせん 下段ー調停

終結		年	S21 30	31 40	41 50	51 60	61 H7	8	9	10	11	12	13	14
指名前	あっせんにおける不開始													
	調停における取下げ勧告													
	仲裁における取下げ勧告													
	取下げ		5	10	14	6	1							
	移管													
指名後	取下げ		13	11 3	13	13	5					1	2	
	打切り		22 5	36	56	45	9	1	1		1			1
	解決		114 8	91 3	119 1	62	21	1			1	3		1
	裁定													
	不調		1	1										
	移管													
計			154 14	148 7	202 1	126	36	2	1		2	4	2	2
翌年の繰越し			1	1			1							

平成25年12月31日現在

年 終結		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
指 名 前	あっせんにおける不開始							1					1
	調停における取下げ勧告												
	仲裁における取下げ勧告												
	取下げ				1								37
	移管												
指 名 後	取下げ		1	1				1					61 3
	打切り	1	2		2		2	1	2		1		183 5
	解決			1	1	2				1	2	1	421 12
	裁定												
	不調												2
	移管												
計		1	3	2	4	2	2	3	2	1	3	1	703 22
翌年の繰越し		1		1		1							

(資料7)年別産業別・調整事件申請件数

年 産業別	S21 30	31 40	41 50	51 60	61 H7	8	9	10	11	12	13	14	計
農業・林業・漁業	4												4
鉱業	6	1											7
建設業	5	1										1	7
製造業	食料品製造業	16	4		2								22
	繊維工業・繊維製品製造業	42	58	38	6	4			1				149
	木材、木製品、家具装備品製造業	24	5	5	1								35
	パルプ、紙、紙加工品製造業	5	2										7
	出版、印刷、同関連産業	2	2	5		2							11
	化学工業	1	3		2								6
	窯業、土石製品製造業	6	2	3	27	6							44
	金属製品製造業	8	1		3								12
	機械器具製造業	9	15	25	17	6							72
	その他製造業	8	7	4			1						20
電気、ガス、水道業			1			1							2
運輸通信業	5	30	82	51	8					1			177
卸売業、小売業	2	7	13	2	1						1		26
金融、保険、不動産業	4	6											10
サービス業	医療業		1	10	3	1			1				16
	教育	1	7	10	1						1		20
	その他サービス	9	1	5	11	8		1		3		1	39
公務	12	1	1										14
その他			1										1
計	169	155	202	126	37	1	1		2	4	2	2	701

平成25年12月31日現在

産業別	年	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
農業・林業・漁業													
鉱業													
建設業													
製造業	食料品製造業												
	繊維工業・繊維製品製造業												
	木材、木製品、家具装備品製造業												
	パルプ、紙、紙加工品製造業												
	印刷、同関連産業												
	化学生工業												
	窯業、土石製品製造業												
	金属製品製造業												
	機械器具製造業							1					1
	その他製造業												1
電気、ガス、熱供給、水道業													
情報通信業													
運輸業・郵便業				1		1		1	1		1		5
卸売業・小売業				1	2	1				1			5
金融、保険、不動産業													
飲食店・宿泊業													
医療・福祉		1						1			1		3
教育・学習支援業											1		1
サービス業、複合サービス業	2			1	1			1	1				6
公務		1	1										2
その他の													
計	2	2	3	3	3	1	3	2	1	3	1	23	

(注)平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料8)年別・個別あっせん事件申請・終結状況

平成25年12月31日現在

区分		年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
新規申請			1			1	1	2	1	1	1	4	7	4	1	24
係属性数			1			1	1	2	1	1	1	4	7	4	3	26
処理状況	解決					1		2		1	1	1	3	2		11
	取下げ								1				1		2	4
	打切り		1				1					3	3		1	9
産業別	建設業		1								1		1			3
	宿泊業					1										1
	専門サービス業						1	1								2
	農業、林業							1								1
	複合サービス業								1				2			3
	道路旅客運送業									1						1
	卸売業、小売業										1	1	1			3
	医療、福祉										1	1				2
	製造業										1	2	1	1		5
	その他										1		2			3
あっせん事項	賃金						1	1			1		4			7
	一時金・退職金										2	2	1	2		7
	解雇、雇止め		1			1		1	1		1	3	1			10
	配置転換									1		1				3
	その他							1			2	5	4	4	2	18

※1事件につき複数のあっせん事項がある場合がある。

山梨県労働委員会年報

平成25年版

平成26年3月 発行

編集 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁北別館3階
電話 (055) 237-1111 (代表) 内線8753~8756
 (055) 223-1826 (直通)
 (055) 223-1827 (労働相談専用)
FAX (055) 223-1828
E-MAIL roudou-iin@pref.yamanashi.lg.jp
HP <http://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>
